

第4章 産業連関表の基本フレーム・各部門の概念

4. 1 産業連関表の基本フレーム

(1) 対象期間と地域的範囲

産業連関表では、県内（国内）で、一定期間内（通常は1月～12月までの1年間）に生産された中間生産物を含む全ての財・サービスを記録の対象としており、いわゆる「県内概念」に基づいている。

よって、県内居住者が県外から受け取った雇用者所得、企業所得及び財産所得は含まれず、県内企業が非居住者に支払った賃金や配当などは含まれる。また、県内の事業所が行った県外でのサービスに伴う収入は「移出」として取り扱う。

(2) 取引活動の記録の時点

取引基本表が対象とする生産活動や取引の記録時点の考え方としては、「発生主義」及び「現金主義」の二つがある。発生主義とは、生産活動や取引が実際に行われた時点で記録することをいう。これに対して、「現金主義」とは、現金の受取や支払が実際に行われた時点で記録することをいう。

生産活動や取引が行われた時点から実際に現金の受渡しが行われるまでには、通常タイムラグが生じる。このため、現金主義で記録した場合、取引基本表の二面等価（粗付加価値部門の合計と最終需要部門（輸入を控除）の合計が一致すること。）は成立しない。しかし、発生主義で記録すると、二面等価は常に成立する。

取引基本表では、二面等価を維持するために、従前から、原則として発生主義を採用している。具体的な記録時点は、以下のとおりである。

ア 財・サービスの生産活動や取引

財は、産業連関表の作成対象年次中に生産されたものが対象になり、サービスは、同年次中に提供されたものが対象になる。

イ 中間生産物（例えば、原材料）の取引

中間生産物が需要部門（列部門）において現実に消費された時点（中間生産物を投入して生産が行われた時点）をもって取引の時点とし、その時点が産業連関表の作成対象年次中のものを中間取引額として計上する。

ウ 最終需要部門への産出

(ア) 消費支出に関する部門（統合大分類にいう「家計外消費支出」、「民間消費支出」及び「一般政府消費支出」に該当する部門）への産出については、原則として、売買契約が成立した時点をもって記録の対象とする。取引の対象となった財の引渡しに係る遅延の有無は問わない。

(イ) 「県内総固定資本形成」への産出については、資本財の引渡しが行われた時点をもって記録する。

(ウ) 「在庫純増」への産出については、生産者又は流通業者が、取引の対象となった生産物の所有権を有することとなった時点をもって記録する。

(エ) 「輸出（普通貿易）」及び「輸入（普通貿易）」については、関税当局の通関許可が行われた時点を基準とする。

エ 生産期間が1年を超える財（長期生産物）

(ア) 最終的な使用者が所有権を得たとみなされる時点まで「在庫純増」の県内生産額に計上する。長期生産物の完成品の国内生産額は、「（完成品の金額）－（前年までの半製品・仕掛品在庫純増の金額）」とする。

- (イ) 自己勘定（自家用として使用される財及び知的財産生産物の生産）による資本の生産については、基本的に、最終的な使用者が所有権を得ているため、仕掛品であっても、対象年次1年間の進捗量を「県内総固定資本形成」として計上する。ただし、建設物の場合は、所有権の移転が無くとも工事進捗量を「県内総固定資本形成」に計上する。
- (ウ) 動植物の育成成長についても自己勘定の考え方は同様であり、資本用役を提供するもの（乳用牛、競走馬、果樹、茶等）については、「県内総固定資本形成」に計上する。また、それ以外の育成成長分は、「半製品・仕掛品在庫純増」に計上する。
- オ 生産期間が1年を超えるサービス
サービスの提供の終了時点をもって県内生産額として計上されるため、在庫は存在しない。

(3) 取引基本表の基本的構造

① 県内生産物の価格評価

取引基本表には、個々の取引が金額によって記録されているが、その際、「価格」の捉え方が問題となる。価格をどのように捉えるかにより、生産額も取引額も変化するからである。一般に価格の捉え方には、次の二つの考え方がある。

ア 「生産者価格」と「購入者価格」

「生産者価格」とは、生産者が出荷する段階での販売価格を指し、流通コスト（国内貨物運賃及び商業マージン）を含まない。これに対して「購入者価格」とは、消費者（需要者）が購入する段階での流通コスト（同）を含む。本県では、財の評価は「生産者価格」によっている。

また、サービスは売上額で、商業はマージン額で、公共サービスの多くは総経費によって評価している。各生産額は、それぞれの投入内訳と産出内訳の合計であるが、統計の精度が高く、推計作業では固定値となるので、コントロール・トータルズ（C T : control totals）と呼ばれている。

イ 「実際価格」と「統一価格」

実態経済の中では、たとえ同一の財・同一量の生産物であったとしても、同一価格で取引されるとは限らない。これは、地理的・時期的な要因、コスト及び需給状況や取引形態の相違等に基づいているからである。例えば、同一製品であっても、但馬地域で生産されたものと、淡路地域で生産されたものとは、価格が異なることがある。

また、同じ会社の製品でも、需要期か非需要期か（例：灯油）で、あるいは、大口需要者向けか小口需要者（一般家庭など）向けか（例：電気・水道料金）で、価格が異なることがある。

このような場合、実際に取引が行われる価格（実際価格）で評価するか、取引先や取引形態にかかわらず単一の価格（統一価格）で評価するかという問題が生じる。国及び県表では「統一価格」による方法は採用せず、「実際価格」に基づく「生産者価格」で評価している。

② 「生産者価格」の具体的取扱い

ア 財

財については、原則として、細品目分類ごとに「生産数量×単価」の形で国内生産額を推計する。その際、製造業の製品については、いわゆる工場出荷価格を単価とする。また、例えば、林業、砂利採取業等のように事業所の区域が明確にならない産業の生産物については、生産地に最も近い市場における価格で評価する。生産地から市場までの運賃は、「コスト運賃」として、国内生産額に上乗せする。

イ 製造小売業

製造活動と小売活動を分離し、それぞれの金額を該当する部門の県内生産額に計上する。

ウ 中古品

中古品の価額は県内生産額に計上せず、取引マージンのみを「コスト商業」として商業部門の県内生産額に計上する。

エ 中古の建築物

中古の建築物の価額は県内生産額に計上せず、取引手数料のみを不動産部門の県内生産額に計上する。なお、中古の建築物を補修して販売する場合には、さらに補修費を「建設補修」の国内生産額に計上する。

オ サービス

サービスについては、数量単位を持たないものが多いため、細品目分類ごとの県内生産額を直接推計する。その際、基本的には、サービスの提供を受ける者が負担する価格で評価する。なお、サービスは、生産者から最終消費者に直接提供され、商業マージン及び県内貨物運賃が発生しない場合が多いことから、サービス関係の多くの部門については、生産者価格と購入者価格は等しくなる。

カ 商業

商業部門の県内生産額は、そのほとんどが「販売額－売上原価」により求められる商業マージン額であるが、このほか、コスト商業に相当する額も含まれる。

キ 帰属計算

金融仲介サービス、生命保険及び損害保険、持家等に係る住宅賃貸料の生産額評価は、帰属計算により算出した額とする（後記(7)④参照）。

ク 非市場生産者（一般政府）及び非市場生産者（対家計民間非営利団体）の活動

商品は、市場において生産コストに見合う価格で取引が行われるのが通常の姿であるが、実際の経済活動の中では、非市場生産者（一般政府）や非市場生産者（対家計民間非営利団体）が提供するサービスのよう、無償又は著しくコストに見合わない価格で提供されるものも存在する。取引基本表では、このような非市場生産者（一般政府）や非市場生産者（対家計民間非営利団体）の活動も記録の対象としており、その国内生産額は、原則として、必要な経費の総額によるものとする。

ケ 資本減耗引当

資本減耗引当は、県内総固定資本形成に産出される生産物（土地の造成・改良費を除く）を対象として、前年末の固定資産残高に資産別の償却率を乗じ、さらに資産別の県内総固定資本形成の価格変化率を乗じて、時価評価額として計算する。なお、産業連関表では固定資産残高の計算を行っていないため、産業連関表における資本減耗引当は、県民経済計算の時価評価の固定資本減耗を用いて推計する。

コ 自家生産・自家消費品

後記(4)②参照

サ 委託生産の扱い

後記(4)③参照

シ 屑・副産物

原則として、「マイナス投入方式」によって処理する。「マイナス投入方式」を採用した屑・副産物の発生額は、県内生産額としては計上しない。なお、「再生資源回収・加工処理」については、屑・副産物を投入せず、回収・加工に係る経費のみを計上する。

ス 半製品・仕掛品の在庫増減

原則として、年初と年末の平均価格によって評価する。

セ 間接税

間接税のうち、財の生産段階で課せられる税は、直接の納税者である生産部門の県内生産額に含める一方、流通段階で課せられる税は、商業部門の県内生産額に含む（ただし、軽油引取

税については、同一工程で生産される他の石油製品との関係を考慮し、特にこれを生産段階での課税として処理する。) ことを原則とするが、消費税については、個々の取引の価格評価に含める。

ソ 土地の取引

土地取得の費用は計上せず、仲介手数料及び造成・改良費のみを当該部門の県内生産額に計上する。

③ 移輸入の取扱い

取引基本表を作成する上で、移輸入をどのように扱うかについて、大別して二つの方式がある。

一つは、同じ種類の商品について、県内産品と移輸入品との区別を行わず、一括して扱うものであり、この方式による取引基本表を「競争移輸入型」という。これに対し、同じ種類の商品であっても、県内産品と移輸入品とを区別して扱う方式を「非競争移輸入型」という。

本県の移輸入の取扱いについては、全国表に準じて「競争移輸入型」としている。

④ 消費税の取扱い

消費税の表示方法は、各取引額に消費税額を含むグロス表示により表示する。

(4) 県内生産額

① コントロール・トータルズ

県内生産額とは、一言でいえば、部門ごとの1年間の生産及び取引の総額である。部門別の県内生産額は、取引基本表の推計作業を行うに当たり、まず初めに推計する計数であり、投入額及び産出額は、この県内生産額を確定させた上で、その内訳として推計する。そのため、県内生産額に誤りがあると自部門の投入額及び産出額の推計をやり直す必要が生じるだけでなく、他部門の投入額及び産出額にまで影響し、取引基本表全体の精度が左右される。このように、県内生産額は、取引基本表の行部門及び列部門両面のいわば「制御値」として極めて重要なものであり、このような位置付けから、コントロール・トータルズ (control totals)、略して「CT」と呼ばれることが多い。

② 自家生産・自家消費品

生産工程内の中間製品であり、その全てが当該部門内で自己消費されるいわゆる自家生産・自家消費品は、原則として、県内生産額として計上しない(経済センサス-活動調査などのように、出荷ベースの統計によって細品目分類ごとの県内生産額を推計する場合には、自家生産・自家消費品の県内生産額を把握する方法がない(出荷されないことから統計に計上されない)ためである。)

しかし、鉄鋼の生産過程における鉄鋼と粗鋼のように、直ちに次の生産工程で消費されるものであっても、投入・産出構造が異なる場合には、それぞれの商品ごとに分離し、県内生産額を計上する。計上する際には、市中の製品価格を基準とする。

また、家計における自家生産・自家消費品については、農林漁家の自家消費分のみを市場生産者として扱うことから、これに該当する部分のみを計上する。

③ 委託生産の扱い

取引基本表では、各部門の生産物について、自主的な生産はもとより、他部門からの受託に基

づく生産であっても、当該生産物の部門に金額を計上するのが原則である。しかし、県内生産額を推計する基礎資料の一つである経済センサスー活動調査では、受託生産分に係る金額については、「加工賃収入」しか把握されていない。そのため、同調査を利用して県内生産額を推計する部門では、受託生産に係る原材料等の金額が把握できない。

一方、受託生産の委託者が非製造業の場合にあつては、商社や百貨店などの商業部門である場合が多いが、これら商業部門の県内生産額は、基本的に「販売額－売上原価＝商業マージン額」（商業部門の県内生産額には、このほか、コスト商業に含まれる金額も含まれる。）で計算されるため、委託生産のための材料購入費が発生していたとしても、商業部門には計上されない。

その結果、何も処理を行わないとすれば、原材料を生産した部門では、商業部門に販売した委託生産用原材料の産出先がなくなる一方で、受託生産を行った部門では、県内生産額が過小評価になるとともに、付加価値率が過大評価になる。

そこで、非製造業からの委託を受けて生産する分については、次に掲げる式により、加工賃収入額に付加価値率の逆数を乗ずることにより、原材料費等を含んだ県内生産額に還元している（いわゆる「膨らまし」を行う。）。

$$\text{生産額} = \text{加工賃収入額} \times \frac{\text{製品価額}}{\text{製品価額} - \text{原材料費}}$$

(5) 内生部門及び最終需要部門の取引の計上方法

① 内生部門

取引基本表の内生部門に示されている各マス目の数値は、基本的に各部門間で行われた取引額を表している。ただし、この取引額とは、厳密には、取引基本表の対象年に支払われた購入額がそのまま計上されるわけではなく、対象年に行われた生産活動で必要とされた消費額を意味している。

② 資本財の取引

生産活動に使用される、いわゆる資本財については、次のア～エに掲げる場合を除き、どの部門が購入した場合でも、内生部門の取引額としては計上せず、全て最終需要部門の「県内総固定資本形成」に計上する。

ア 機械組込：他の機械に組み込まれることで、新たな別の機械の一部になることをいう。

イ 建設迂回：建設活動に伴い、例えば、エレベータやボイラなどの資本財がビルの一部となることで、建設業の活動を迂回して（すなわち、建設業者がこれらの資本財を原材料として中間投入して）資本形成されることをいう。

ウ 土木迂回：橋梁や水門のように資本財ではあるが、施工のために土木工事が必要で、工事費の内訳として扱われる場合をいう。

エ 造船迂回：船舶を行う際にボイラや通信機械などの資本財が船舶に組み込まれる場合をいう。

各列部門が保有する資本財に係る減価償却費（資本財の使用に伴うその年の減耗分）については、粗付加価値部門の「資本減耗引当」に計上する。

③ 在庫

在庫は1年間の変動分を「在庫純増」として取り扱い、対象年次の年末（例えば平成27年末）の在庫から対象年次の前年末（例えば平成26年末）の在庫を差し引いた変動分を計上する。

ア 「生産者製品在庫純増」には、対象年次に生産された製品のうち、販売又は出荷待ちの商品、つまり、どの部門にも販売されず、かつ、自家消費もされなかったものについての増減を計上する。

イ 「半製品・仕掛品在庫純増」には、対象年次の生産活動としては、生産途中のものであり、かつ、更に手を加えることなしには、販売又は出荷がされないものについての増減を計上する。

ウ 「流通在庫純増」には、対象年次の活動において、商業部門が仕入れた商品のうち、販売されなかったものについての増減を計上する。この場合、商品を仕入れた商業部門との交点に計上するのではなく、その商品が本来属する行部門（販売又は出荷前の部門）との交点に計上する。

エ 「原材料在庫純増」には、対象年次に購入された原材料のうち、その年に使用されなかったものについての増減を計上する。この場合、その原材料を購入した行部門との交点に計上するのではなく、その商品（原材料）が本来属する行部門（販売又は出荷前の部門）との交点に計上する。

なお、輸入された商品が在庫となるのは、「流通在庫純増」と「原材料在庫純増」の場合のみである。

(6) 輸出及び輸入の価格評価

① 普通貿易の輸出品

普通貿易の輸出品は、生産者価格評価表にあつては、国内向けの財と同様に、生産した工場から出荷する段階の生産者価格で評価し、購入者価格評価表にあつては、本船渡し（F O B (free on board)）の価格（工場から空港・港湾に至るまでに要した商業マージン及び国内貨物運賃を含んだ価格）で評価する。

推計資料として用いている貿易統計は、普通貿易の輸出品がF O B 価格で表示されているため、購入者価格評価表の場合にはそのまま利用することができるが、生産者価格評価表の場合には、F O B 価格から、別途、工場から空港・港湾に至るまでに要した商業マージン及び国内貨物運輸を差し引いた価格によって評価する。

② 普通貿易の輸入品

普通貿易の輸入品は、国際貨物運賃及び保険料が含まれたC I F (cost insurance and freight) 価格で評価する。

なお、取引基本表の各マス目の取引額には、輸入品そのものの額だけでなく、これら輸入品に係る関税及び輸入品商品税が含まれている。そのため、取引基本表上、行部門の国内生産額とその内訳の合計を一致させるため、最終需要部門では、「輸入」、「関税」及び「輸入品商品税」を控除項目として設けている。

③ 特殊貿易及び直接購入の輸出入

特殊貿易及び直接購入の輸出入、すなわちサービスの輸出入や海外旅行者の消費など普通貿易に計上されない財の取引額については、国際収支統計等から推計している。

(7) 特殊な取扱いをする部門

取引基本表の各部門の中には、産業連関分析や表作成の都合上、以下のとおり、特殊な取扱いをしている部門がある。

① 商業部門及び運輸部門

取引基本表は、部門間の取引実態を記録しようとするものであるが、現実の取引活動（特に財の取引活動）にあつては、生産者と需要者が直接取引をすることは少なく、一般的には、商業部門及び運輸部門を経由して行われる。しかし、商業部門及び運輸部門を経由する取引について、その流れに従って忠実に記録しようとする、取引基本表上、部門間の取引関係が非常に分かりにくいものとなる。

そこで、生産者評価価格表では、商業部門及び運輸部門を経由することなく、部門間で直接取引が行われたかのように記述し、その上で、商業マージン及び国内貨物運賃を需要者の経費として一括計上している。

② コスト商業とコスト運賃

前記①のような通常の流通経費とは別に、生産活動を行う上での直接的な費用として扱われる商業活動及び運輸活動も存在する。取引基本表では、これらの経費をコスト商業又はコスト運賃と呼び、各列部門の生産活動に要したコストとして、それぞれ〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門との交点に計上する。

ア コスト商業

コスト商業に該当するものとしては、例えば、中古品の取引額が挙げられる。中古品自体は、基本的に産業連関表の作成対象年次の生産物ではないことから、取引基本表への記録の対象とはならないが、中古品の取引に伴う商業活動は当該年次の活動であるため、その取引マージンのみをコスト商業として計上している。具体的には、家計による中古車の購入や、固定資本形成に該当する中古のバス・トラック等の取引マージンがこれに相当する。

イ コスト運賃

コスト運賃に該当するものとしては、次に掲げるものが挙げられる。

- a 生産工程の一環として行われる輸送活動（つまり、生産した後の流通段階ではなく、生産段階における輸送活動）に伴う経費
 - ・ 木材のように、集荷場等において生産者価格が決定される商品について、それぞれの生産地から集荷場等の生産者価格が決定される場所まで移動させるために要した費用
 - ・ 鉄鋼や船舶のように、原材料や半製品等を大規模工場内における次の生産工程に移動させるために要した費用
 - ・ 建設用機械や足場等のような生産設備を移動させるために要した費用
- b 引越荷物、旅行手荷物、郵便物、中古品、霊きゅう、廃棄物・廃土砂などに係る輸送費用
 - ・ 引越荷物や旅行手荷物については、引越や旅行をする者の荷物について場所の移動を行うだけであり、これら荷物そのものが取引されているわけではないことから、当該荷物の価額自体は取引基本表には計上されず、その輸送費用が、引越や旅行をする者のコスト運賃となる。

なお、宅配便の扱いについては、その扱う貨物の取引内容によって、県内貨物運賃として流通経費扱いとするか、コスト運賃扱いとするかが分かれる。つまり、産業部門間の取引に伴う輸送手段として宅配便を使えば、県内貨物運賃となる。一方、旅行者が旅先で購入した土産物を、自宅や友人に送付すれば、家計のコスト運賃となる。企業活動において、本社・支社間の書類などの受渡しに宅配便を利用すれば、それは当該企業のコスト運賃となる。

- ・ 中古品の輸送については、コスト商業と同様の考え方から、コスト運賃として扱っている。

- ・ 廃棄物・廃土砂は、取引基本表においては無価値の物として計上の対象としていないが、それらを輸送するために要した費用については、これらを発生させた部門のコスト運賃として、〔行〕運輸部門との交点に計上する。つまり、ある産業にとって、廃棄物・廃土砂の処理（輸送業者への支払）は、当該産業の生産のためのコストの一部と考える。

③ 屑・副産物

ある一つの財の生産に当たって、生産技術上、目的とした財のほかに、必然的に別の財が生産される場合がある。その財を生産物として生産する部門が他にある場合には「副産物」といい、ない場合には「屑」という。屑・副産物の取扱いについては、全国表に従い、発生部門（列）と副産物を主産物とする部門（行）との交点にマイナスで計上する。

④ 帰属計算を行う部門

「帰属計算」とは、具合的な取引は行われていないものの、実質的な効用が発生し、受益者が存在している場合、又は、生産活動や取引の大きさを直接計測できない場合に、類似の商品に係る市場価格で評価する等の方法により記録することをいう。取引基本表における帰属計算では、その効用を発生させている部門の県内生産額として計上し、産出先は、その効用を受けている部門として処理する。帰属計算を行う部門とその内容は、以下のとおりである。

ア 金融仲介サービス

平成 17 年表までは、金融機関が資金の貸し手と借り手との取引をつなぐ金融仲介サービスについて帰属計算（貸付金に対する受取利子－預貯金に対する支払利子）を行っており、産出先を中間需要部門（産業部門）に限定していた。

この方式では、預金者の存在が考慮されておらず、また、家計等が資金の借り手になっている経済の実態に沿っていないため、平成 23 年表からは、1993 SNA で提唱された概念である「F I S I M」を新たに採用することにより、産出先の限定がなくなり、より実態に沿った産出構造を表章できるようになった。

$\begin{aligned} \text{県内生産額} &= \text{借り手側 F I S I M} + \text{貸し手側 F I S I M} \\ \text{借り手側 F I S I M} &= \text{貸出残高総額} \times (\text{運用利率} - \text{参照利率}) \\ \text{借り手側 F I S I M} &= \text{預金残高総額} \times (\text{参照利率} - \text{調達利率}) \\ \text{運用利率} &= \text{貸出金受取利息総額} / \text{貸出残高総額} \\ \text{調達利率} &= \text{預金支払利息総額} / \text{預金残高総額} \\ \text{参照利率} &= \text{参照利率算出用利息総額} / \text{参照利率算出用残高総額} \end{aligned}$
--

イ 生命保険及び損害保険

生命保険及び損害保険の部門は、

$(\text{受取保険料} + \text{資産運用益}) - (\text{支払保険金} + \text{準備金純増})$

で計算される帰属保険サービスを生産しているものとして扱っている。

産出先は、生命保険については、全額が「家計消費支出」への産出であり、損害保険については、「家計消費支出」のほか、内生部門に対しても産出している。

ウ 持家等に係る住宅賃貸料（帰属家賃）

持家等は、一般的に家賃の支払が発生しない点において、実際に家賃の支払が伴う賃貸住宅と、経済取引上の外形は異なっている。しかし、持家等についても、居住者が住宅サービスを楽しんでいる点において、賃貸住宅と同様の効用が発生していると考えられる。そこで、SNA では、持家等についても、賃貸住宅の市場価格に沿った家賃を支払って住んでいるものとみ

なして金額（帰属家賃）を計上することとしている。

取引基本表においても、従前から、この考え方に沿って、帰属家賃を計上しており、「住宅賃貸料（帰属家賃）」という部門を設けている。この部門は、持家等に居住する者が、自らに対して住宅賃貸業を営んでいるものとして捉えた部門であり、投入額としては、当該持家等に居住・維持するための経費が計上される。具体的には、ほとんどの金額は、粗付加価値部門に計上されるが、中間投入として、建築補修や金融（住宅ローンに関する利払い）も計上される。また、産出額については、居住者自身へのサービスの提供であることから、全額を「家計消費支出」に産出している。

居住者により、実際に家賃の支払が行われている給与住宅や寮については、当該給与住宅や寮と同等の居住施設の市場価格と実際に支払われた家賃との差額分を帰属家賃として計上する。

⑤ 仮設部門

取引基本表の内生部門の各部門は、アクティビティ（又は商品）に基づき設定しているが、その中には、独立した一つの産業部門とは考えられないものがいくつか含まれており、作表上の便宜や利用目的を考慮して、以下のような「仮設部門」を設けている（本県では、平成7年表以降、自家輸送部門を設けていない。）。

なお、仮設部門は、仮設という性格上、独立して付加価値を発生させる部門ではないことから、計数は内生部門のみに計上し、粗付加価値額は計上しない。

ア 事務用品

各部門で共通的に使用されている鉛筆、消しゴム、ノート等の事務用品は、企業会計上、消耗品として一括処理されることが多い。そこで、取引基本表上は、これら事務用品を生産する各行部門から、仮設部門として設けた〔列〕「事務用品」へ産出し、その上で、該当する金額を、〔行〕「事務用品」から実際に事務用品を購入した各列部門へ一括して産出することで、企業会計上の一括処理に近い表章になるようにした。

イ 古紙、鉄屑及び非鉄金属屑

屑・副産物については、原則としてマイナス投入方式によって処理しているが、「副産物」については、それを主産物とする行部門が存在するので、当該行部門に競合部門を設定して計上することができる。しかし、「古紙」、「鉄屑」及び「非鉄金属屑」といった「屑」については、そもそもこれらを主産物とするような部門がないため、何らかの部門を設けなければ、発生及び投入の計上ができない。そこで、行部門についてのみ、仮設部門として、「古紙」、「鉄屑」及び「非鉄金属屑」を設けている。

なお、その他の屑については、関係の深い原材料部門（例えば、「ガラスびん」については「その他のガラス製品」）に格付けて処理している。

⑥ 使用者主義と所有者主義

物品賃貸業が扱う生産設備に係る経費の扱いについては、「使用者主義」と「所有者主義」の二通りの考え方があり、本県では「所有者主義」により推計している。

ア 使用者主義

「使用者主義」は、所有者が誰であるのか、経費を直接負担したのが誰であるのかにかかわらず、その生産設備等を使用した部門に経費等を計上するという考え方である。この場合、賃貸業者から賃借を受けた生産設備については、賃借料に相当する維持補修費、減価償却費及び純賃借料（粗賃借料から維持補修費及び減価償却費を控除したもの）を、使用者が該当する列

部門の経費又は営業余剰（純賃借料部分）として計上する。そのため、賃貸部門は部門として成り立たないが、生産と生産のために使用される資本が一体として処理できるとともに、投入係数の安定性も増すという利点がある。

イ 所有者主義

「所有者主義」は、その生産設備を所有する部門に経費等を計上するという考え方であり、物品賃貸を行う部門を設ける必要がある。この場合、物品賃貸料収入の総額が物品賃貸を行う部門の県内生産額となる一方、使用者（借り手）が該当する列部門では、物品賃貸料（支払）に相当する金額を、物品賃貸を行う行部門からの中間投入として計上する。経済実態として、産業全体に占める物品賃貸業のウエイトが相当程度あるとともに、物品賃貸を行う部門の県内生産額及び粗付加価値を個別に計上する必要がある場合には、所有者主義が採られることになる。

なお、物品賃貸業のウエイトの高まりに伴い、これを独立部門として捉える必要がある一方で、使用者主義による推計は、基礎統計の現状からみて非常に困難であることなどから、平成2年表以降は、物品賃貸業を全面的に所有者主義で推計している。

⑦ 非市場生産者の活動

政府等の活動は、生産活動主体分類によって、①一般政府、②対家計民間非営利団体、③市場生産者に大別されるが、コスト構造や活動資金の源泉といった面で、一般の産業と大きく異なる。

ア 一般政府及び対家計民間非営利団体の県内生産額は、経費総額をもって計測されるため、営業余剰は計上されない。

イ 産出先は、当該部門のサービス活動に対して、産業又は家計から支払われた料金相当額をその負担部門（つまり、料金を支払った産業又は家計）に計上し、残りの額を「政府消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。

⑧ 分類不明

「分類不明」は、他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動を範囲とし、他の列及び行部門の推計上の誤差の集積部分としての役割もある。

行及び列部門の推計上の残差には、内生部門の残差と外生部門の残差の両方が含まれる。「分類不明」を内生部門として位置付け、「分類不明」の行計と列計の不一致、つまり最終的な全体の誤差を「営業余剰」と「分類不明」の交点で調整しており、二面等価調整の役割もある。

4. 2 産業連関表の部門概念

産業連関表の「中間需要」及び「中間投入」を構成する内生部門の分類を「部門分類」という。なお、「最終需要」及び「粗付加価値」を構成する「項目」を含めて「部門」と呼ぶ場合がある。

(1) 部門分類の原則

① 生産活動単位に基づく分類（アクティビティ・ベース）

部門分類は、原則として財・サービスを生産する「生産活動単位」によって行われる。

概して、「経済センサス」や「工業統計」等の調査では、事業所を単位として分類され、同一事業所内で二つ以上の活動が行われている場合には、その主たる活動によって格付けされる。国

民経済計算や県民経済計算では、この事業所ベースの分類が採用されている。

しかし、取引基本表では、同一事業所で複数の生産活動（アクティビティ）を行っている場合には、これらを分割して、それぞれに対応する部門に計上する「アクティビティ・ベース」の分類を行っており、商品分類に近い概念となっている。

例えば、製造小売業の生産活動は、製造活動と小売活動を分離し、それぞれに対応する部門において計上する。ある電鉄会社が鉄道輸送とバス輸送を行っていれば、鉄道輸送の生産活動とバス輸送の生産活動を分離して、それぞれに対応する部門に計上する。このように、取引基本表はアクティビティ・ベースの部門分類により作成されており、このことから、「商品×商品（C×C）」の表といわれる。

② 「商品×商品」表における行・列部門の意味

取引基本表の内生部門を構成する行部門は、1年間に生産された財・サービスを主に商品及び用途という側面から分類したものである。また、表頭の列部門は、それらの財・サービスについて主に生産技術及び生産設備から分類したものである。

③ 列部門と行部門の対応関係

内生部門の行部門と列部門とは、多くは1対1で対応している。しかし、石油精製のように、一つの生産工程から単価も用途も異なる複数の商品が生産されている場合や、産業機械のように、一つの事業所で共通に仕入れた原材料等を消費して単価も機能も異なる複数の商品が生産されている場合には、一つの列部門に対して、行部門が商品ごとに分割される。一方で、電力のように、火力、水力等の異なる生産設備又は生産工程から同一商品（この場合、電気）を生産している場合には、列部門が生産設備や生産工程に分割され、行部門は一つにまとめられている。

(2) 部門分類の基準

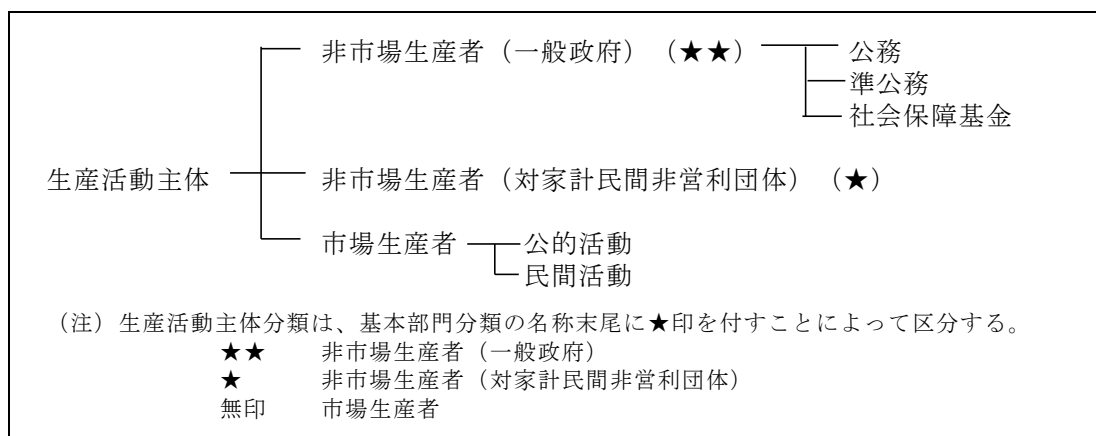
取引基本表では、行部門は商品単位、列部門は生産活動単位で分類が行われているが、部門の新設や分割、統合、概念・定義・範囲の変更等については、産業連関表の作成の都度、投入構造や産出構造の類似性、県内生産額又は総需要額の大きさ、日本標準産業分類の最新の状況、時系列性、推計資料の整備状況などを勘案して行う。

(3) 生産活動主体分類

取引基本表の記録対象となる商品の多くは、「生産に要した費用を回収する価格で、市場で販売することを目的として生産される財・サービス」であり、これら商品の生産・供給主体は専ら「市場生産者」である。しかし、取引基本表では、このほかに、一般政府や対家計民間非営利団体から供給される「コストに見合わない価格又は無償で提供される財・サービス」及び「市場において販売されない財・サービス」についても「商品」の一つとして、記録の対象に含んでいる。

取引基本表では、財・サービスの生産・供給主体に着目して、その関係を明らかにするため「生産活動主体分類」を設け、基本分類を「非市場生産者（一般政府）」、「非市場生産者（対家計民間非営利団体）」、「市場生産者」の3つに再分類している。

以上のように、取引基本表における基本分類は、アクティビティ・ベースの「生産活動単位」による分類と「生産活動主体」による分類の二重の機能を有していることとなる。



① 非市場生産者（一般政府）

「非市場生産者（一般政府）」とは、次表に掲げる要件を満たすものとする。

区分	要件
社会保障基金	① 政府による賦課・支配があること ② 社会全体又は特定の部分をカバーしていること ③ 強制的加入・負担の制度であること
社会保証基金以外の非市場生産者（一般政府）	① 社会保証基金に該当しないこと ② 金融機関に該当しないこと ③ 活動内容に市場性がないこと ④ 政府による所有・支配があること

社会保障基金以外の一般政府には、行政機関が一般的に行っている活動のほか、独立行政法人や特殊法人等の活動も一部含まれる。

「非市場生産者（一般政府）」の活動には、便益の享受者や費用徴収の観点から、「集会的サービス」及び「個別的サービス」の2つのサービスが含まれる。

【集会的サービス】防衛、法制度や社会秩序の維持、立法や一般的な行政活動など、社会全体に対するサービスを指す。社会全体に対するサービスであることから、税収や他の政府収入によって賄われる。

【個別的サービス】教育や保健衛生など、国民が個別に便益を享受するサービスを指す。提供されるサービスに応じて、費用の一部が徴収される場合もある。

なお、取引基本表では、社会保証基金以外の「非市場生産者（一般政府）」を、さらに、「公務」及び「準公務」に区分している。

【公務】「市場生産者」に類似のサービスを提供する部門がなく、政府が直接行う活動又は独立行政法人や特殊法人等の活動によってしか提供されないサービス。

【準公務】原則として、「市場生産者」に類似のサービスを提供する部門が存在するものの、公共サービスの提供という観点から、その価格又は料金が著しくコストに見合わない水準に設定されているサービスであるため、政府が直接行う活動又は独立行政法人や特殊法人等の活動によって提供されるサービス。

具体的には、保健、教育、文化などの公共サービスで、その価格又は料金が著しくコストに見合わない水準に設定されているもの。

② 非市場生産者（対家計民間非営利団体）

「非市場生産者（対家計民間非営利団体）」とは、①社会保障基金に該当せず、かつ、金融機関にも該当しないこと、②活動内容に市場性がないこと、③政府による所有・支配がないこ

と、④サービスの提供先が専ら家計であること、の4つの要件を満たすものをいう。具体的には、私立の教育機関、学術・文化団体などが該当する。

③ 市場生産者

ア 「市場生産者」とは、主に、市場で生産コストをカバーする価格で販売することを目的に、財・サービスの生産活動や取引を行うものをいう（2008 SNAの基準では、売上高が生産費用の50パーセント以上であれば、市場性があるものとしている。）。

このうち、政府が活動に係る議決権の過半数を保有しているなど、政府による所有又は支配が認められる場合には「公的活動」、そうでない場合には「民間活動」に格付けている。このうち、「公的活動」には、主に、独立行政法人及び特殊法人等の活動、中央政府の特別会計並びに地方政府の公営事業会計等のうち、金融仲介活動や市場性を有する非金融活動であって、かつ、政府による所有又は支配の関係が存在するものが該当する。

イ 前記アのほか、次に掲げるものも市場生産者として扱っている。

- a 持家等のように一般的に家賃が発生しないと考えられるものについても、賃貸住宅と同様、居住者が家賃を支払っているものとみなして帰属計算を行い、市場生産者（住宅賃貸料（帰属家賃））として扱う。
- b 農林漁家が、自家消費のために農林水産物を生産する活動も市場生産者として扱う。
- c 各種経済団体等については、関連する企業等からの負担金や会費を、当該団体が提供したサービスに対する支払ととらえ、市場生産者（会員制企業団体）として扱う。

(4) 分類の種類及び分類コード

① 分類の構成・部門の設定

平成27年表においては、原則として国の部門設定に準じて、次のとおり部門設定を行った。

区分（全国表の区分に同じ）	兵庫県表	（参考）全国表
作業分類（基本分類）	行 509×列 390	行 509×列 391
基本分類（統合小分類）	1 8 5	1 8 7
統合中分類（統合中分類）	1 0 6	1 0 7
統合大分類（統合大分類）	3 9	3 7
ひな型（ひな型）	1 5	1 3

取引基本表は内生部門の行及び列の部門数をもって表される。例えば、平成27年表（全国表）の基本分類による取引基本表は「509×391部門表」のように表される。なお、「187×187部門表」のように行及び列の部門数が同じ場合には、その共通部門で「187部門表」と表す。

② 基本分類（列部門6桁分類、行部門7桁分類）

各生産活動主体及びそこから供給される財・サービスの種類、用途、生産技術等に即して、最も詳細に分類された部門分類が「基本分類」であり、列部門を6桁、行部門を7桁のコード番号で表す。投入・産出額の推計及び計数の調整作業は、この基本分類をベースとして行なっている。

一般的に、基本部門の部門は、生産活動単位ごとに細かく分類すればするほど、精度の高い結果が得られ、また、各部門における投入係数も安定するといわれている。

③ 統合小・中・大分類

基本分類（全国表では統合小分類）は、投入係数、逆行列係数等を提供する最も詳細な分類であり、日本標準産業分類（JSIC）及び国際標準産業分類（ISIC）のいわゆる4桁分類に対応できるように設定されている。統合中分類は、通常の産業連関分析ニーズに対応可能な分類として設定されたものである。統合大分類は、簡易な産業連関分析用に作成されたものである。なお、統合中分類及び統合大分類のコード番号は、基本分類コードと対応していない。

(5) 外生部門の分類

取引基本表の外生部門である「最終需要部門」と「粗付加価値部門」は、ほぼ県民経済計算に対応している。

なお、行側に当たる最終需要部門と列側に当たる粗付加価値部門のそれぞれに「家計外消費支出」を設けている。

① 最終需要部門

取引基本表の県内最終需要部門は、「家計外消費支出」を除けば、県民経済計算における県内総生産（支出側）にほぼ対応する形で設定されている。移輸出及び移輸入については、県民概念から県内概念への転換及び県民経済計算の需要項目に対応した取引基本表の再編・加工が容易に行えるよう分類されている。

② 粗付加価値部門

取引基本表の粗付加価値部門は、「家計外消費支出」を除けば、県民経済計算における県内総生産にほぼ対応する形で設定されている。

③ 家計外消費支出

家計外消費支出は、いわば企業消費ともいうべきものである。最終需要部門の家計外消費支出（列）では、宿泊・日当、交際費及び福利厚生費に係る企業消費の内訳を商品別に計上している。

一方、粗付加価値部門の家計外消費支出（行）では、宿泊・日当、交際費及び福利厚生費を列部門別に計上している。つまり、各生産部門（列部門）がこれらの経費をどれだけ支出したかを計上している。

県民経済計算では、国際基準を踏まえ、家計外消費支出を、生産活動に必要となる経費であるとして、内生部門（中間消費、中間投入）に格付け、外生部門（最終需要部門及び粗付加価値部門）には含めていない。

しかし、取引基本表では、家計外消費支出に相当する経費が、①生産活動に直接必要とされるものではなく、いわば営業余剰の一部から配分されたものと考えられること、②一般的な原材料のように、生産活動を行う上で一定の比率で投入されるわけではないと考えられ、これを外生化することにより、投入係数（内生部門の生産構造）が一層安定的になると考えられることなどの理由から、外生部門に位置付けている。

(6) 最終需要部門の定義

最終需要とは、生産活動における「粗付加価値部門」に対応する支出面の外生部門で、各産業部門が、最終的に消費される財とサービスを、どのくらい家計や政府機関などに販売したかを示すものである。その内訳を大別すると、「家計外消費支出」、「民間消費支出」、「一般政府消費支出」、「県

内総固定資本形成」、「在庫純増」、「移輸出（移出及び輸出）」に分けられる。

また、この最終需要に「移輸入（移入及び輸入）」、「関税」を加えたものが「最終需要部門」と呼ばれている。

なお、最終需要と粗付加価値との間に「最終需要－移輸入＝粗付加価値」の関係が成立する。

最終需要部門の分類

基本分類(185部門)		統合大分類(39部門)			
分類コード	部門名	分類コード	部門名		
7111 -00	家計外消費支出(列)	71	家計外消費支出(列)		
7211 -00	家計消費支出	72	民間消費支出		
7212 -00	対家計民間非営利団体消費支出				
7311 -01	中央政府集合的消費支出	73	一般政府消費支出		
7311 -02	地方政府集合的消費支出				
7311 -03	中央政府個別的消費支出				
7311 -04	地方政府個別的消費支出				
7321 -01	中央政府集合的消費支出(社会資本等減耗分)				
7321 -02	地方政府集合的消費支出(社会資本等減耗分)				
7321 -03	中央政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)				
7321 -04	地方政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)				
7411 -00	県内総固定資本形成(公的)			74	県内総固定資本形成(公的)
7511 -00	県内総固定資本形成(民間)			75	県内総固定資本形成(民間)
7611 -01	生産者製品在庫純増	76	在庫純増		
7611 -02	半製品・仕掛品在庫純増				
7611 -03	流通在庫純増				
7611 -04	原材料在庫純増				
8100 -00	輸出計	81	輸出計		
9800 -00	移出	98	移出		
9900 -00	移輸出計	99	移輸出計		
8200 -00	最終需要計	82	最終需要計		
8300 -00	需要合計	83	需要合計		
8700 -00	(控除)輸入計	87	(控除)輸入計		
10000 -00	(控除)移入	100	(控除)移入		
10100 -00	(控除)移輸入計	101	(控除)移輸入計		
8800 -00	最終需要部門計	88	最終需要部門計		

① 家計外消費支出（列）

ア 概念

「家計外消費支出」は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出であり、福利厚生費（他の粗付加価値部門に計上されるものを除く。）、交際費及び接待費並びに出張費から実際に支払った運賃を除いた分（主として、宿泊と日当）を範囲とする。

a 宿泊・日当

役員又は従業員が、事業の管理、販売等のための出張、赴任等のための旅行に要した費用のうちの日当、宿泊部分並びに赴任等のための支度金、赴任手当、看護手当等である。

b 交際費

得意先、仕入先、その他事業に関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答、その他これらに類する行為のために支出する費用で、従業員の慰安のための費用は含まない。ただし、例外として、役員又は部課長等の忘年会及び新年会の費用、経理課員等の慰労のための費用、部内の会議後における宴会費用等は交際費に含める。

c 福利厚生費

保健衛生医療費（従業員の診療などのために要する費用で、その施設運営に要する財・サービス費用等）等から成っている。なお、福利厚生施設の運営のために企業等が直接雇用す

る者に係る人件費や、同施設に伴う減価償却費及び間接税は、本部門ではなく、それぞれ「雇用者所得」、「資本減耗引当」及び「間接税（関税・輸入品商品税を除く。）」に含まれる。

イ 注意点

- a 福利厚生費に関し、企業が社員のために設ける宿泊所、保養所等の活動は「宿泊業」に含まれ、同じく、企業の寄宿舎、独身寮、学生寮の活動は「住宅賃貸料（帰属家賃）」に含める。また、社員食堂に要する経費のうち、食材購入又は外部委託に係る経費補填のために企業が支出した費用は、現物給与の一種として、雇用者所得に含める。したがって、列側では、社員の自己負担分に加え、企業負担分も、「家計消費支出」が、個々の食材又は「飲食店」等を投入することとして扱う。
- b 「家計外消費支出（列）」（列部門の県内生産額）と、「宿泊・日当」、「交際費」及び「福利厚生費」の合計（行部門の県内生産額の合計）は一致する。

② 民間消費支出

「民間消費支出」は、「家計消費支出」と「対家計民間非営利団体消費支出」から構成される。

「家計消費支出」は、家計が経常的に支出した額で、土地・建物・構築物以外への全ての支出をいい、「対家計民間非営利団体消費支出」とは、家計にサービスを提供しているとみられる「対家計民間非営利サービス生産者」（私立学校、宗教団体、労働組合など）による消費支出をいう。

ア 家計消費支出

- a 「家計消費支出」は、家計（個人企業を除いた消費主体としての家計）の財及びサービスに対する消費支出額から、同種の販売額（中古品と屑）を控除し、海外から受取った現物贈与の純額を加算し、さらに居住者の海外消費を加算したものである。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対する全ての支出を指し、使用せずに残ったものを含めた財の購入額の全てを消費支出として計上する。
- b 取引基本表は、原則として「県内概念」に基づいているが、「家計消費支出」については、国民経済計算及び県民経済計算の消費支出勘定において居住者概念が採用されていることから、「県内居住者が行う国内市場及び海外における消費」と考える「県民概念」を採用する。ただし、取引基本表全体の国内概念の原則を保持するため、本部門から県内居住者の海外消費を差し引いて、非居住者の国内市場消費を加えることが必要となってくる。このため取引基本表では、県内居住者の海外消費を、列部門の「(控除) 輸入（直接購入）」とするとともに、非居住者の国内市場消費を列部門の「輸出（直接購入）」として別掲している。
- c 海外現物贈与（個人が外国から受ける贈与）と海外消費支出（居住者の外国における財及びサービスの消費）については、輸入欄にいったん計上し、その需要先である家計消費支出欄に計上する。
- d 中古品取引については、それが家計部門内相互間の取引である場合と、資本形成や非市場生産者（一般政府）などの他部門との間の取引である場合とに分けられる。前者の場合には中古品の販売額は相殺され、その取引に伴う商業マージンと運賃のみが計上されるが、後者の場合には、家計からの販売額はマイナスの家計消費支出となり、逆に家計が他部門から購入した中古品は、購入額が家計消費支出となり、販売した部門では、販売額をマイナスの支出として計上することとしている。
- e 医療及び介護については、家計の負担分のみ計上する。
- f 現物給付（通勤手当等）については、家計消費支出に含める。したがって、企業（企業負

担部分、社員自己負担部分とも)、自衛隊における給食についても、直接家計消費されるものとする。なお、刑務所における給食は、飲料材料の政府消費とし、家計消費には含めない。

g 飲食店、旅館、娯楽業、病院等で飲食物が家計に提供される場合、このための飲食材料費は、いったん各部門の中間投入として計上し、同部門から家計へ産出するものとする。

イ 対家計民間非営利団体消費支出

「対家計民間非営利団体消費支出」とは、対家計民間非営利団体が経済的に意味の無い価格で提供する財、サービスに関する支出のうち、対家計民間非営利団体自身が負担した費用である。すなわち、非市場生産者(対家計民間非営利団体)により供給されるサービスの生産額(生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味の無い価格での財・サービスの販売額及び自己勘定総固定資本形成(研究・開発)を差し引いたものに等しい。したがって、非市場生産者(対家計民間非営利団体)の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

③ 一般政府消費支出

「一般政府」とは、中央政府と地方政府の両者を指し、これらが経済的に意味の無い価格で提供する財、サービスに関する支出のうち、一般政府自身が負担した費用である。すなわち、一般政府により供給されるサービスの生産額(生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味の無い価格での財・サービスの販売額及び自己勘定総固定資本形成(研究・開発)を差し引いたもの、つまり、一般政府の自己消費額に等しい。

④ 県内総固定資本形成

「県内総固定資本形成」とは、県内における家計、民間企業、政府等が主体となって行われる、下記に記載された活動を指す。

ア 県内における建設物、機械、装置、防衛装備品、知的財産生産物(研究・開発、ソフトウェアを含む)等の固定資産の取得(購入、固定資産の振替等)からなり、資産の取得に要した資本の本体費用、据付工事費、運輸マージン、中古資産の取引マージン、仲介手数料等の直接費用が含まれる。生産過程から産出された資産に限定されるため、のれん代などの非生産資産は含まない。土地は、非生産資産であるため、固定資本形成には含まないが、土地の購入価格を除いた造成・改良費は計上される。また、資産の除去・除却に際し必要となる原状回復費用も計上される。

イ 固定資産として規定する資本財の範囲は、1年超にわたり、生産に繰り返しあるいは継続的に使用されるものとする。

ウ 通常の資産の維持・修理等は資本形成とはしない。

エ 生産が長期にわたる資産(長期生産物)は、使用者が所有権を得たとみなされる時点まで在庫に計上される。

オ 建設、船舶の建造(以下「建設等」という。)に付帯して設備される財を直接に資本形成とするか、建設等を迂回して資本形成とするかについては、その財に対する支払を建設等の業者が行い、その県内生産額にコストとして含まれているものは建設等を迂回した資本形成とする。

カ 持家に係る建物、建築物の取得や耐用年数の向上を伴うような改修、土地の造成・改良費は、自己消費される住宅サービス(住宅賃貸料(帰属家賃))の生産に用いられるものとして扱い、本部門に含める。

⑤ 在庫純増

産業部門で生産された製品・半製品・仕掛品の物量的増減（期末残高一期首残高）や、商業部門で扱う流通在庫及び産業部門によって保有される原材料等の物量的増減を、年間平均の市中価格で評価したもの。

⑥ 移輸出

県内における各産業部門が生産した財・サービスは、県内の産業、家計、政府などの中間需要と最終需要を賄うだけでなく、国外及び県外の需要を賄うために輸出又は移出される。

ア 輸出

a 普通貿易

「居住者と非居住者間における財の取引」と規定し、財務省が作成する貿易統計に計上される財の範囲とし、FOB価格（船積価格）で評価する。

b 特殊貿易

「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支統計のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から、①「輸出（直接購入）」の推計範囲、②建設サービス等を控除したものを、主な範囲とする。

c 直接購入

「非居住者家計による国内市場の財とサービスの直接取引」を範囲とし、訪日外国人旅行者（観光などの業務以外を目的とするもの）の日本国内での消費、外国の外交団団員等の個人消費、駐留軍の隊員等の個人消費が該当する。

イ 移出

「移出」とは、県際間の取引の形態を表す言葉で、県外の需要に対し財・サービスを供給することをいう。

⑦ 移輸入

全ての生産活動は、最終需要を満たすために行われているが、最終需要の全てを県内生産物によって賄うことはできず、その不足分は「移輸入」によって賄われている。

ア 輸入

a 普通貿易

「居住者と非居住者間における財の取引」と規定し、財務省が作成する貿易統計に計上される財の範囲とし、CFI価格（船積み以前の価格に運賃・保険料を加えた価格）で評価し、関税及び輸入品商品税を含む。

b 特殊貿易

「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支統計のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から、①「輸入（直接購入）」の推計範囲、②建設サービス等を控除したものを、主な範囲とする。

c 直接購入

「非居住者家計による海外市場の財とサービスの直接取引」を範囲とし、日本人の海外旅行者（観光などの業務以外を目的とするもの）の現地消費、日本国の外交団団員等の個人消費が該当する。

イ 移入

「移入」とは、県際間の取引の形態を表す言葉で、県内の需要に対する県外からの財・サービスの供給をいう。

⑧ 関税

輸入品は、貿易政策上の配慮によって、関税定率表に基づいて関税がかけられている。これは、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価することにより、安い輸入品と高い国産品の価格の差を縮小させる働きを持っている。そこで、輸入部門とは別に関税部門を設けることにより、輸入品に関する金額を明らかにしている。

⑨ 輸入品商品税

輸入品は、税関通過の際に、関税のほか、国産品の場合と同様に内国消費税として消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税が課税されることから、輸入品の金額を明らかにする一環として、これら税金を範囲として本部門を設けた。

(7) 粗付加価値部門の定義

各産業部門の生産活動によって新たに生み出された「付加価値」は、取引基本表では「粗付加価値」と呼ばれ、減価償却費も含めてどのように分配されたのかを表している。

この粗付加価値の内訳を大きく分けると、「家計外消費支出」、「雇用者所得」、「営業余剰」、「資本減耗引当」、「間接税」、「経常補助金」に分けられる。

粗付加価値部門の分類

基本分類(185部門)		統合大分類(39部門)	
分類コード	部門名	分類コード	部門名
7111 -001	宿泊・日当	71	家計外消費支出(行)
7111 -002	交際費		
7111 -003	福利厚生費		
9111 -000	賃金・俸給	91	雇用者所得
9112 -000	社会保険料(雇用主負担)		
9113 -000	その他の給与及び手当		
9211 -000	営業余剰	92	営業余剰
9311 -000	資本減耗引当	93	資本減耗引当
9321 -000	資本減耗引当(社会資本等減耗分)		
9411 -000	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)	94	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)
9511 -000	(控除)経常補助金	95	(控除)経常補助金
9600 -000	粗付加価値部門計	96	粗付加価値部門計

① 家計外消費支出(行) (「家計外消費支出」(列) 参照)

② 雇用者所得

ア 「雇用者所得」とは、県内の民間及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物の一切の所得である。ここでいう所得とは、雇主の支払ベースであり、雇用者の受取ベースではない。また、所得の発生をその対応期間において正しく把握するために、賃金・俸給の遅・欠配があったとしても、その分は当該期間の雇用者所得に含めるものとする(発生主義)。さらに、雇用者所得も県内概念として把握されるために、居住者、非居住者を問わず県内で発生した雇用者の所得をもって雇用者所得としている。

雇用者所得は、従業者のうち有給役員、常用労働者、臨時・日雇労働者に対応する所得(賃金・俸給、社会保険料(雇用主負担)及びその他の給与及び手当)を範囲とし、自営業主の所

得は営業余剰に含める。

イ 雇用者所得には、雇用者の労働の対価として考えられるものを入れるという立場をとり、さらに、国民経済計算及び県民経済計算を考慮して、以下の項目により構成されるものとする。

a 賃金・俸給

- ・ 常用労働者賃金、臨時・日雇労働者賃金

税金・社会保険料雇用者負担分などを控除する前の雇用主の支払額である。また、この中には、就業規則、労働協約で支払が義務付けられている慶弔費（結婚祝金など）や、さらには雇用主が一括して再配分するチップが含まれる。

- ・ 役員俸給、役員給与

企業のコストとして役員に支払った額である。

b 社会保険料（雇用主負担）

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険、児童手当など、雇用主負担の社会保険料である。

c その他の給与及び手当

- ・ 退職年金等の掛金及び支給額、退職一時金の支給額

確定給付型企业年金に係る勤務費用及び当該年金制度運用に係る費用、中小企業退職金共済制度等への掛金並びに確定拠出年金（企業型）への掛金のほか、退職金共済契約等による積立制度への雇用主の積立額と、退職積立制度以外で雇用主が実際に支払った退職金である。

- ・ 現物給与

現物支給の食事、通期定期券及び自社製品を支給した場合の雇用主のコストである。

- ・ 給与住宅差額家賃

雇用者が市場よりも安い価格で給与住宅に入居している場合、市中価格から雇用者の支払分を控除した額である。

- ・ 社会保険に関する上積給付金

社会保険の給付について雇用主が雇用者のために法定給付に上積みして支給する雇用主の費用である。

- ・ 財産形成に関する費用

雇用主が雇用者のために支出する費用で、私的保険制度への拠出金、持家援助に関する費用、財産形成貯蓄奨励金及び給付金である。

- ・ 娯楽・スポーツ費

従業員及び家族のレクリエーションに関する費用並びにこれら施設に関する費用である。

- ・ 雇用者ストックオプション

雇用主企業がその雇用者に対し、定められた日付（権利確定日）又は発効日以降一定の期間内（権利行使期間）のいずれにおいて、雇用主企業の株式をあらかじめ定められた価格（行使価格）で購入することができる権利を付与するものである。

③ 営業余剰

ア 「営業余剰」とは、粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税（間接税－補助金）を控除したものを範囲とする。

イ 個人業主や無給の家族従業者等の所得は雇用者所得ではなく、営業余剰に含める。

ウ 非市場生産者（一般政府）及び非市場生産者（対家計民間非営利団体）の県内生産額は生産コスト（経費総額）に等しいと定義されているため、その営業余剰は発生しない。営業余剰は

市場生産者のみに発生する。

④ 資本減耗引当

ア 固定資産の価値は生産過程において消耗されていくが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用を「資本減耗引当」といい、減価償却費と資本偶発損を範囲とする。減価償却費は、固定資産の通常の摩耗と損傷に対するものであり、資本偶発損は、火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものである。

資本減耗引当の対象となる固定資本の範囲は、「県内総固定資本形成」の固定資本の範囲と同じである。一般道路、河川、ダム等の公共施設の減価償却については、「資本減耗引当（社会資本等減耗分）」で対応する。

イ 資本減耗引当の部門別推計については、平成2年表から、物品賃貸業の扱いを「所有者主義」に統一したため、資本減耗引当は全て所有部門に計上している。

⑤ 間接税

ア 「間接税」は、財、サービスの生産、販売、購入、又は使用に関して課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものである。また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含める。ただし、「関税」と「輸入品商品税」は粗付加価値部門の間接税に含めず、最終需要の控除項目として計上する。

イ 国税では、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、自動車重量税等が、地方税では、地方たばこ税、固定資産税等が、税外負担では、印紙収入等が間接税に相当する。

ウ 固定資産税は、工場用地や償却資産に課されるだけでなく家屋や住宅用地にも課されるが、これらに課税される固定資産税については、全額を間接税として扱う。すなわち、国民（県民）経済計算及び産業連関表では、住宅は全て市場生産者によって供給されるものとし、自己所有の住宅に住んでいても「住宅賃貸料（帰属家賃）」という列部門から借りて住んでいるかのようにして帰属家賃を計上することにしてしているので、自己所有の住宅等に課された固定資産税も企業に課された場合と同様に間接税とする。不動産取得税や都市計画税が全額間接税とされるのも同じ理由による。

エ 自動車関係の税は家計が負担している部分があるので、それを便宜的に半分とみて、税額の残り2分の1を、生産者負担分として間接税に含める。

オ 平成12年3月末廃止の特別地方消費税については、その後納等分が存在している可能性があることから、平成17年表及び平成23年表と同様に、遊興、飲食、宿泊等の費用は税額込みで最終消費支出に含め、旅館・飲食店業等では税額込みの売上高を計上し、特別地方消費税は全額を列部門の負担する間接税とする。

⑥ 経常補助金

「経常補助金」は、一般的に、①非市場生産者（一般政府）から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、③財・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、という三つの条件を満たす経常交付金である。市場生産者に対する支払であっても、投資を支援するための支払や運転資産の損失補償のための支払については補助金には含まれない。また、非市場生産者（一般政府）内の支払や非市場生産者（対家計民間非営利団体）に対する支払も、前記①の条件を満たさないことから補助金に含まれない。

(8) 2008 SNA への対応（主なもの）

① 研究開発の固定資本としての計上

当期に生産された研究開発について、平成 23 年表まで主に内生部門や一般政府最終消費支出、対家計民間非営利団体消費支出とされていたことを変更し、県内総固定資本形成（公的）、県内総固定資本形成（民間）に計上した。また、従来は、当期に生産された研究開発は各部門において中間投入等されていたが、これに代わり過去から蓄積されたストックとしての研究開発資産から発生する資本減耗引当を付加価値として計上した。

② 仲介貿易

国際収支統計における仲介貿易商品の正の輸出及び負の輸出の合計額を、コスト商業として卸売部門の「輸出（特殊貿易）」部門に一括して計上し、県内生産額に含めた。

③ 所有権移転費用の扱いの精緻化

不動産仲介・管理業部門のうち、売買仲介手数料に当たる生産額は、県内総固定資本形成に産出した。

④ 雇用者ストックオプション及び確定給付型企业年金の受給権

株式購入権の新規付与額を「その他の給与及び手当」部門に計上した。また、雇用者所得のうち、「社会保険料（雇用主負担）」部門に含めていた厚生年金基金並びに「その他の給与及び手当」部門に含めていた厚生年金基金の上乗せ給付に係る掛金及び確定給付企業年金への掛金に替えて、確定給付型企业年金に係る勤務費用相当分及び当該年金制度運用に係る費用（年金制度の手数料）を「その他の給与及び手当」部門に含めた。

⑤ ディーラー・マージン

民間金融（手数料）部門の生産額に暗黙の手数料を含めた。基礎統計の制約から、国際収支統計で補足される海外との債券売買に係るマージン分のみを対象とした。

⑥ 定型保証

住宅ローン保証等の定型保証について、損害保険部門の生産額に含めた。

⑦ 中央銀行の産出

生産額から手数料収入を除く部分（非市場産出分）の配分先を、従来の金融部門から公務（中央）部門の中間投入に変更することにより、生産費用の合計から算出する公務（中央）部門の県内生産額は増加し、この増加分は中央政府集合的消費支出部門に記録した。

⑧ 政府手数料

平成 23 年表では、〔行〕間接税（関税・輸入品商品税を除く。）部門に含まれていた政府手数料を、〔行〕公務（中央）部門及び〔行〕公務（地方）部門に含めた。

⑨ 建設補修の一部（建築物リフォーム・リニューアル工事）の県内総固定資本形成への計上

建築物リフォーム・リニューアル調査の結果を考慮し、建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、建築物の維持・補修については中間消費、機能向上や耐用年数の向上を伴う改装・改修については県内総固定資本形成に計上した。